髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 市
 丸
 内

 一丁
 日
 2
 0
 号

 乗
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

告示		ページ
○県統計調査の実施 (3件)	(統計分析課	1
○定置漁業権の免許の内容となるべき事		
項等の定め	(漁業管理課	£) 2
○公共測量の実施の通知 (2件)	(用地対策課	<u>{</u>) 2
○公共測量の終了の通知	(") 2
○道路の区域変更 (2件)	(道路課	£) 2
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課	3
◎海岸保全区域の指定	(港湾・海岸	:
	課)	3
◎告示(海岸保全区域の指定)の一部改		
正	(") 4
公 告		
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課	(4)
落札公告		
○落札者等の公告	(会計管理課	(1)
○落札者等の公告 (4件)	(警察本部会	
	計課)	5
告示		

高知県告示第442号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和元年10月23日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

木質バイオマス統計調査(木質バイオマス(発電・燃料)向 け原木量調査)

2 調査の目的

県内の木質バイオマスの発電事業者等が発電利用又は木質バイオマス燃料とするために入荷した原木量について調査し、木質バイオマス向け県内素材生産量を把握することにより、森林・林業施策の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

事業者

(3) 属性

木質バイオマスの発電事業者等

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
- (1) 報告を求める事項
- ア 事業者名
- イ 原料の入荷実績(用途、原料の種類、県内入荷量及び県 外入荷量)
- (2) その基準となる期間

報告を求める年の前年1月から12月までの1年間

- 5 報告を求める者
- (1) 数

7 事業者

(2) 選定方法

県が作成した事業者リストによる全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織

県が報告者に直接報告を求める。

(2) 調查方法

郵送、電子メール又はファクシミリによる調査

7 報告を求める期間

毎年2月1日から3月末日まで

高知県告示第443号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和元年10月23日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

木質バイオマス統計調査(木質ペレット生産・流通量調査)

2 調査の目的

県内の事業者で製造されている木質ペレットの製造実績並びに県内で木質ペレットの流通を行っている事業者における仕入 実績及び納入実績について調査し、県内の木質ペレットの需要 量及び自給率を把握することにより、森林・林業施策の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

(2) 単位

事業者

(3) 属性

木質ペレットの製造事業者等

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
- (1) 報告を求める事項

ア 様式1

- (ア) 製造事業者の状況(製造事業者の名称、所在地、電 話番号及び担当者名)
- (イ) 製造施設の情報(設備導入年月、設備導入事業名、 設備能力及び製造人員)
- (ウ) 製造施設についての特記事項
- (エ) 木質ペレットの製造実績
- (オ) 原料の入手区分(丸太又は林地残材、製材工場等残 材及びその他)
- (カ) 主な販売先別数量

イ 様式2

- (ア) 事業者名
- (イ) 納入先別の内訳(納入先、納入量、仕入先及び仕入量)
- (ウ) 仕入先別の内訳(仕入先及び仕入量)
- (エ) 次年度の見込み
- ウ 様式3
- (ア) 事業者名
- (イ) 納入先別の内訳(納入先、納入量、仕入先及び仕入量)
- (ウ) 仕入先別の内訳(仕入先及び仕入量)
- (2) その基準となる期間
- ア 様式1及び様式2

報告を求める年の前年4月から3月までの1年間

イ 様式3

報告を求める年の前年1月から12月までの1年間

- 5 報告を求める者
- (1) 数
- ア 様式1

5 事業者

イ 様式2及び様式3

6 事業者

(2) 選定方法

県が作成した事業者リストによる全数

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調香組織

県が報告者に直接報告を求める。

(2) 調査方法

電子メール又は電話による調査

- 7 報告を求める期間
- (1) 様式1及び様式2

毎年4月1日から5月31日まで

(2) 様式3

毎年2月1日から3月31日まで

高知県告示第444号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成 21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。

令和元年10月23日

高知県知事 尾﨑 正直

1 調査の名称

木質バイオマス統計調査(木質バイオマス発電施設の稼働状 況調査)

2 調査の目的

県内の木質バイオマスの発電事業者の発電施設の稼働状況について調査し、木質バイオマス向け県内素材等の需要動向を把握することにより、森林・林業施策の基礎資料とするため。

- 3 調査対象の範囲
- (1) 地域

県内全域

- (2) 単位 事業者
- (3) 属性

木質バイオマスの発電事業者

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
- (1) 報告を求める事項
 - ア 事業者名
 - イ 設備の利用率
 - ウ 運転中の利用率
 - 工 稼働率
 - オ 燃料の使用量(未利用材及び一般材の比率並びに県内産 及び県外産の比率を含む。)
 - カ 山からの出材量
- (2) その基準となる期間

四半期ごと

- 5 報告を求める者
- (1) 数

2 事業者

(2) 選定方法

県が作成した事業者リストによる有意抽出

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調杏組織

県が報告者に直接報告を求める。

(2) 調查方法

電子メール又は電話による調査

7 報告を求める期間

毎年1月から3月までの期間にあっては4月1日から同月30日まで、毎年4月から6月までの期間にあっては7月1日から同月31日まで、毎年7月から9月までの期間にあっては10月1日から同月31日まで、毎年10月から12月までの期間にあっては翌年1月1日から同月31日まで

高知県告示第445号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、 定置漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間 及び地元地区を次のとおり定めた。

令和元年10月23日

高知県知事 尾﨑 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元 地区並びに制限又は条件

◎定置漁業権(1件)

- 1 公示番号 定第1,034号
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根伏越沖
- イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根野根港県漁場基点第6号 基点乙 安芸郡東洋町野根淀ケ磯県漁場基点第8号

- ア 甲から乙を見通した線から左に75度45分の 線と乙から甲を見通した線から右に39度20分 の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に54度38分の 線と乙から甲を見通した線から右に53度52分 の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に24度26分の 線と乙から甲を見通した線から右に25度19分 の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に48度34分の 線と乙から甲を見通した線から右に15度26分 の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ 4 直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業

(3) 地元地区

安芸郡東洋町のうち野根

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

第2 免許予定日

令和2年1月23日

第3 漁業権の免許申請期間

令和元年11月15日から同月29日まで

第4 漁業権の存続期間

免許の日から令和5年8月31日まで

(この告示による定置漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁

業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

高知県告示第446号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年10月2日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年10月23日

高知県知事 尾﨑 正直

1 作業種類

公共測量(数値撮影(デジタル)、数値地形図データ修正)

2 作業期間

令和元年9月26日から令和2年2月28日まで

3 作業地域

四万十市名鹿及び入田

高知県告示第447号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和元年10月2日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

 \sim 1

1 作業種類

公共測量(基準点測量及び水準測量)

2 作業期間

令和元年10月15日から令和2年2月28日まで

3 作業地域

四万十市及び幡多郡黒潮町の各一部

高知県告示第448号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和元年7月高知県告示第205号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和元年7月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第449号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年10月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名中平檮原
- 3 道路の区域

<u>X</u>	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町大向14 番から 高岡郡檮原町大向3 番まで		前	5. 3	361
		後	15. 4	361

高知県告示第450号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年10月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和元年10月23日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名南国伊野
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡横矢字ミヤ		前	5. 2	20
ノ尾1049番 2	後	7. 6	20	

高知県告示第451号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規 定する道路として次のとおり指定する。

令和元年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
香南市野市 町大谷字ゴ	414番 1	6.00	84. 73	

スイデン

高知県告示第452号

海岸法 (昭和31年法律第101号) 第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定する

令和元年10月23日

高知県知事 尾﨑 正直

安田海岸

- 1 基準点
- (1) 安芸郡安田町安田字薬師浜1574番地2地先に設けた点 (基準飯) を基準点1とする。
- (2) 基準点1から方位角282度46分20秒103.413メートルの点 (基準紙) を基準点2とする。
- (3) 基準点2から方位角283度37分24秒58.246メートルの点 (基準点)を基準点3とする。
- (4) 基準点3から方位角291度14分46秒102.791メートルの点(基準点)を基準点4とする。
- (5) 基準点 4 から方位角290度26分40秒96.700メートルの点 (基準紙) を基準点 5 とする。
- (6) 基準点 5 から方位角284度56分00秒107.787メートルの点 (基準鉱) を基準点 6 とする。
- (7) 基準点 6 から方位角305度12分00秒101.030メートルの点 (基準点)を基準点7とする。
- (8) 基準点7から方位角307度45分52秒122.407メートルの点 (基準紙) を基準点8とする。
- (9) 基準点 8 から方位角308度46分17秒93.335メートルの点 (基準紙) を基準点 9 とする。
- (10) 基準点 9 から方位角308度15分56秒105.414メートルの点 (基準紙) を基準点10とする。
- 2 補助点
 - (1) 基準点1から基準点10までの間の海上に基A1から基A 5までを設定する。
 - (2) 基準点1から基準点10までの間の陸側は、旧防波堤裏の 法尻から民地側に平均3メートルの位置を境界とし、基A6 から基A30までを設定する。
 - (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。
 - 基A1 基準点1から方位角204度19分29秒299.988メートルの点
 - 基A 2 基準点 2 から方位角208度15分44秒309.368メートルの点
 - 基A 3 基準点 6 から方位角205度04分01秒299.989メート ルの点
 - 基A 4 基準点7から方位角217度45分52秒299.988メートルの点

- 基A 5 基準点10から方位角214度10分37秒299.988メート ルの点
- 基A 6 基準点10から方位角34度08分43秒4.119メートル の点
- 基A 7 基準点 9 から方位角315度45分01秒24.837メート
- 基A8 基準点9から方位角38度13分03秒3.580メートル の点
- 基A9 基準点8から方位角38度13分44秒4.486メートル の点
- 基A10 基準点 8 から方位角123度10分27秒51.048メート ルの点
- 基A11 基準点7から方位角38度12分37秒3.523メートル の点
- 基A12 基準点7から方位角81度31分24秒4.396メートル の占
- 基A13 基準点7から方位角122度50分12秒35.963メート ルの点
- 基A14 基準点 6 から方位角305度54分33秒45.734メート
- 基A15 基準点 6 から方位角308度09分07秒19.433メート ルの点
- 基A16 基準点 6 から方位角35度50分02秒3.485メートル
- 基A17 基準点 6 から方位角94度30分35秒10.531メートル の占
- 基A18 基準点 6 から方位角104度28分35秒35.559メート ルの点
- 基A19 基準点 5 から方位角286度01分37秒51.016メート
- 基A20 基準点 5 から方位角290度31分28秒25.995メート
- 基A21 基準点 5 から方位角34度47分01秒3.692メートル の点
- 基A22 基準点 5 から方位角69度57分26秒1.724メートル の点
- 基A23 基準点5から方位角100度32分55秒12.531メート ルの点
- 基A24 基準点 4 から方位角295度20分04秒43.891メート ルの点
- 基A25 基準点 4 から方位角44度53分20秒4.738メートル の占
- 基A26 基準点 3 から方位角13度10分47秒7.026メートル の点
- 基A27 基準点3から方位角14度49分32秒9.419メートル

m

の点

基A28 基準点2から方位角295度16分11秒32.817メート ルの点

基A29 基準点 2 から方位角299度18分10秒19.879メート ルの点

基A30 基準点1から方位角24度19分49秒5.000メートル の点

3 区域

基準点1、基A1から基A5まで、基準点10、基A6から基A30まで及び基準点1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第453号

昭和33年5月高知県告示第370号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和元年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

別表中

安田	国土交 通省	高知県 知事	安芸郡安田町字薬 師浜(安田川右岸 接合部)から " " 字西 浜松(海岸堤防と 国道の接合点)ま で	東安田漁港の区域を除く。
鳴無一	国通び水産省	n	ッ ッ ッ字ハマダニシジオ タ2989ノロから ッ ッ ッ 字トビガス3419ま で	陸堤尻メ以地水干らトの鳴の部指除地防か一内 面潮20ル水無境分定くは裏らトの は線メ以面神内はか。 ※法1ル土 、か一内 社の、ら

鳴無一	国土交	高知県	須崎市浦ノ内東分	陸地は、
	通省及	知事	字ハマダニシジオ	堤防裏法
	び農林		タ2989ノロから	尻から1
	水産省		11 11 11	メートル
			字トビガス3419ま	以内の土
			で	地
				水面は、
				干潮線か
				ら20メー
				トル以内
				の水面
				鳴無神社
				の境内の
				部分は、
				指定から
				除く。

に改める。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、奈半利町本村部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年10月23日

					高知県知事	尾﨑	正直
役名	氏	名		住	所		
(退任)							
理事	松浦	健	安芸	郡奈半	利町乙3986番均	也	
"	髙橋	剛」	IJ	"	乙3352番均	也	
"	安岡	秀樹	IJ	"	乙2936番均	也	
"	安岡	慶一	IJ	"	乙2892番均	也	
"	谷岡	忠一	IJ	"	乙2897番均	也 7	
"	濱渦	武良	"	"	乙2658番均	也	
"	岸上	重雄	IJ	"	乙2612番均	也	
"	和田	守男	"	"	乙1765番均	也 4	
"	竹﨑	稔	IJ	"	乙1180番均	也	
"	松岡	登	IJ	"	乙301番地	1	
"	利岡	利春	"	"	乙310番地		
"	西﨑力	叩壽雄	IJ	"	乙936番地		
"	山村	忠志	IJ	"	乙1023番均	也8	
"	中山	光男	"	"	乙4794番均	也 2	
"	谷口	雅英	IJ	"	乙1624番均	也 1	
"	廣末	秀明	"	"	乙3063番均	也	
監事	戸梶	春男	IJ	"	乙2271番均	也	

,,	岸上	一好	11	"	乙2600番地 2
**	/ 1		.,,		
]]	岩内	博	"	"	乙1067番地 2
(就任)					
理事	松浦	健	安:	芸郡奈半和	川町乙3986番地
"	髙橋	剛	IJ	"	乙3352番地
"	中島	和雄	IJ	"	乙3078番地 2
"	安岡	秀樹	IJ	"	乙2936番地
"	谷岡	忠一	IJ	"	乙2897番地7
"	濱渦	武良	IJ	"	乙2658番地
"	岸上	重雄	IJ	"	乙2612番地
"	和田	守男	IJ	"	乙1765番地 4
"	竹﨑	稔	IJ	"	乙1180番地
"	松岡	登	IJ	"	乙301番地1
"	利岡	利春	IJ	"	乙310番地
"	加門	英雄	IJ	"	乙1122番地 1
"	中山	光男	IJ	"	乙4794番地 2
"	谷口	雅英	IJ	"	乙1624番地 1
"	廣末	秀明	IJ	"	乙3063番地
監事	戸梶	春男	IJ	"	乙2271番地
"	岸上	一好	IJ	"	乙2600番地 2
"	濱中	芳久	"	"	乙2895番地3

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す ス

令和元年10月23日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量 室戸高等学校外46校で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県会計管理局会計管理課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日 令和元年10月1日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社F-Power 東京都港区芝浦三丁目1番21号
- 5 落札金額

172, 243, 029円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入机
- 7 政令第6条の公告をした日 令和元年8月13日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

令和元年10月23日

高知県警察本部長 宇田川 佳宏

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量 I C免許証記載事項追記装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目 4-30
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所 NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県 高松市中野町29番2号
- 5 落札金額

月額 2,249,280円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 令和元年7月19日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す る。

令和元年10月23日

高知県警察本部長 宇田川 佳宏

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
- 免許台帳ファイリングシステム及び免許台帳ファイリングシ ステム接続装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目 4-30
- 3 落札者を決定した日

令和元年8月30日

- 4 落札者の氏名及び住所
 - 株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目 4番1号
- 5 落札金額
 - 月額 1,304,820円
- 6 契約の相手方を決定した手続

- 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 令和元年7月19日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号)第12条及び高知県特定調達契約事 務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定によ り、次のとおり落札者等について公告する。

令和元年10月23日

高知県警察本部長 宇田川 佳宏

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量 電子署名生成装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目 4-30
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年9月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 NECキャピタルソリューション株式会社四国支店 香川県 高松市中野町29番2号
- 5 随意契約に係る契約金額 月額 891,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1 項第8号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

······

令和元年10月23日

高知県警察本部長 宇田川 佳宏

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
 - よう撃捜査支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目 4-30
- 3 落札者を決定した日
 - 令和元年9月13日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社 | ECC 東京都千代田区丸の内三丁目 4番1号
- 5 落札金額

月額 514,800円

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入机
- 7 政令第6条の公告をした日 令和元年8月2日